

伊 勢 市 公 報

第 139 号
平成 23 年 8 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の私人への委託について	4
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人名簿関係 ・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	5
上下水道告示	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	6
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ パブリックコメントの実施について	9

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第7号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表29の項を次のように改める。

29 所管に属する施設及び土地の維持管理、使用許可及び貸付け		特に重要	重要	軽易	軽易	
--------------------------------	--	------	----	----	----	--

別表第2の2 総務部(1)の表13の項及び14の項を削り、15の項を13の項とし、16の項から30の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 119 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 8 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市本町 14 番 6 号

伊勢市観光協会

会長 牧戸福司

2 委託期間

平成 23 年 7 月 2 日から平成 23 年 8 月 31 日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)第 3 条第 1 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称
小俣第 2 負担区
- 2 負担区の区域
小俣町明野の一部
- 3 負担区の地積
0.9ha

小俣町第2負担区図

陸上自衛隊
明野駐屯地



雇用促進住宅

市官住宅北明野団地

伊勢市公告第 47 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 48 号

宮川左岸高水敷利用計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり宮川左岸高水敷利用計画（案）を公表します。

なお、宮川左岸高水敷利用計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 23 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

宮川左岸高水敷利用計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部監理課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御薊総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 浜郷支所
- (9) 宮本支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所

- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 8 月 1 日（月）

至 平成 23 年 8 月 31 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に存する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「宮川左岸高水敷利用計画（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部監理課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部監理課宮川改修対策係（伊勢市役所本館 4 階）

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 監理課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール kanri@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成23年8月31日(水) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部監理課宮川改修対策係 電話 0596-21-5641